

UNITED STATES SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION Washington, D.C. 20549



FORM SE

FORM FOR SUBMISSION OF PAPER FORMAT EXHIBITS BY ELECTRONIC FILERS

DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC.	0001109609
Exact name of registrant as specified in charter	Registrant CIK Number
Annual Report on Form 18-K for the Year Ended March 31, 2010	333-154791
Electronic report, schedule or registration statement of which the documents are a part (give period of report)	SEC file number, if available
(3.00)	
S (Series identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as need	ed)
•	
C- (Class (contract) identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines	s as needed)
Fiscal Year Ended March 31, 2010	
Report period (if applicable)	
Name of Person Filing the	ne Document
(If other than the Re	
dentify the provision of Regulation S-T (§232 of this chapter) under which	ch this exhibit is being filed in paper (check only one):
Rule 201 (Temporary Hardship Exemption)	
Rule 202 (Continuing Hardship Exemption)	
X Rule 311 (Permitted Paper Exhibit)	

SIGNATURES

lings Made by the Registrant:
The Registrant has duly caused this form to be signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in
okyo, Japan, on September 8, 2010.
Development Bank of Japan Inc.
By: Takeshi Kusahagi Director, Treasury Department
illings Made by Person Other Than the Registrant:
ofter reasonable inquiry and to the best of my knowledge and belief, I certify on, 20 that the Information set orth in this statement is true and complete.
By:(Name)

(Title)

EXHIBIT INDEX

Description Exhibit Number Excerpt of General Rules of the National Budget, which relates to the registrant for the fiscal year ending March 31, 2011 (Exhibit 3 to the Annual Report on Form 18-K for the fiscal year ended March 31, 2010, filed on September 8, 2010) 1.

平成22年度一般会計

輝

*

(平成22年度一般会計予算参照書添付)

第 174 回 国 会 (常 会) 提 出

子 算総則

(歲入歲出予算)

第1条 平成22年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ92,299,192,619 千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。 (無続費)

第2条 「財政法」第14条の3の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り起して使用することができる経費は、「丙号線越明許費」に掲げるとおりとする。 (兼越明軒費)

(国庫債務負担行為)

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により平成22年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第 5 条 「財政法」第 28 条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求 書」は、別に添付する。

(公債発行の限度額)

第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成22 年度において公債を発行することができる限度額は、6,353,000,000 千円とする。

2 「平成 22 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律 ((仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、37,950,000,000 千 用とする。

の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成21年5月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替 相場(その相場に1円未満の端敷があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメ リカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通 貨単位について 10 円未満となる通貨にあっては、 100 通貨単位(10 通貨単位について 1 円未満となる通貨にあっては、 1,000 通貨単位)についての値をと 3.第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債

り、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による 収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算 した金額を同項の限度額とする。

項の限度額(第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額をそれ 4 第1項及び第2項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各 ぞれの限度額とする。

(公共事業費の範囲)

第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

河	宏觀院施設費	参議院施設費	国立国会図書館施設費	裁判所施設費	会計検査院施設費	内閣宮房施設費、情報収集衛星施設費	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、地域再生推進費、防災政策費	(地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金に限る。)、沖縄政策費(沖縄振興特別事業費補	助金に限る。)、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施散整備費、独立行政法人沖縄科学技	術研究基盤整備機構施設整備費、沖縄開発專業費、沖縄北部活性化特別振興対策特定開発	事業推進費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査指費、沖縄治山事業費国有林野事業特	別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社	会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港灣整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、	沖縄空港整備專業費社会資本整備專業特別会計へ繰入	独立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費
3	郯	继	#	佐	聚	鱼	倭								恕
-			小区等部		晳	伽	#								既
	羅	軅		缸	椞										衣
			立国		ሔ	誕	2								北
₩	帐	*	H	戦	44	₩.	K								#
	414			厒	妮	M	生								
100	1				# #										
#pm				1		1									
柳				新	怒		55	į							
如				买			50	į							

予算裁別

The state of the s	沖縄海岸事業調査結費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事結費、沖縄港湾空	<u> </u>	農業中産基線物機・保全事業工事結費、沖縄水産基盤整備事業調査結費	<u>製を庁権影響</u> な通警な書(都道府県警察権設整備費補助金に限る。)、船舶建造費、警察	系列 2000 (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900) (1900)	经客本全施影響 , 地域經興費(過疎地域集落等整備專業費補助金に限る。)、独立行政法人	情報通信研究機構施設整備費	消防防災体制等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)	法務省施設費	外務本省施設費	在外公館施設賽	財務本省施設費、公務員宿舎施設費	知務局施設費	我開施設費、船舶建造費	国和广施敦費	文部科学本省施設費、生涯学習振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行	政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施散整備費、独立行政法人国立高等專門学校機	構施設整備費、私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、研究振興費(特定先	端大型研究施設整備費補助金に限る。)、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造	費、独立行政法人科学技術摄興機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備	費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人物質・材料研究機構施設整	備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発	機構施設整備費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人理化学研	究所施設整備費、スポーツ振興施設費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ	振興センター施設整備費
鎌	哩			ų.	:	*	1	币	細	細	粗	细	爬	E	比	细										
346	事 務						ŀ	,	#	₩	⇍	*				华										
	4□	ì		ķ	Ŕ			靐		100		345	終		鈱	森										
	は数					×	ķ.		絮	1 PRC	太	86				恕										
禁	足			¥	1	\$	2	涎	祝	太	柏	盐	A	鈱	H	×					····-					
***				-		4	T .		%	細		細				細	i									
																*										
						*			旅	捻	•	燦				**										
																報										
临	. I															▶										

.

文部科学本省所轄研究所施設費	日本芸術院施設費、独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興	会施設整備費、文化財保存事業費(史跡等購入費補助金に限る。)、文化財保存施設整備	費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費	厚生労働本省施設費、独立行政法人国立病院機構施設整備費、独立行政法人国立がA研究	センター施設整備費、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、独立行	政法人国立国際医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設	整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。)、保健衛生施設整備費、水道施設	整備費、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費(心神喪失者等医療観察法指定入院医療機	関施設整備費負担金に限る。)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの関施設	整備費、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費(地域介護・福祉空間整備等施設	整備交付金に限る。)、独立行政法人医薬基盤研究所施散整備費、水道施設整備事業調查諾		国立こンセン病療養所施設費	厚生労働本省試験研究所施設費	国立更生披觀機関施設費	都道府県労働局施設費	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費(食の安全・消費者の信頼確保	対策整備交付金に限る。)、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産	農畜産物競争力強化対策費(国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金に限る。)、独立行	政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設	整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、担い手育成・確保対策費(担い手育	成・確保対策整備交付金に限る。)農業・食品産業強化対策費(農業・食品産業強化対策	整備交付金に限る。)、農業経営支援対策費(農業経営支援対策整備費補助金に限る。)、海	岸事業費、農業生産基盤整備·保全事業費、農業生産基盤整備·保全事業費食料安定供給
文部科学本省所轄機関				生労働本	!								国立ハンセン病療養所	厚生労働本省試験研究機 関	国立更生撥護機関	凞	林							
				业 金	i i												大麻							
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄機関 文 化 市	文部科学本省所轄機関 文 化 庁	文部科学本省所轄機関 文 化 庁	文部科学本省所轄機関文 化 化 序中本 化 化 电 化 化 电 化 化 电 化 化 电 化 化 电 化 化 电 化 化 电 化 化 电 化 化 电 和 化 和 和 和 和	文 化 庁 文 化 市 上	文部科学本省所轄機関文 化 厅 庄 女 化 厅 庄 世 労 働 省 厚 生 労 働 本省	文化 化 市 大部科学本省所轄機関 文化 化 市 中 生 労 働 省 厚 生 労 働 本 省	文 化 厅 文 化 压 压 工	文 化 币 文 化 市 中	文 化 币 方 中	文 化 币 万 中	文 化 币 文 化 市	文 化 市 ウ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	文 化 市 庁 文 化 市 庁 文 化 市 庁 市 市 偏 省 厚 生 労 働 本 省 国立ハンセン病療養所 厚生労働本省試験研究機 関	文化 化序 労働 高田 第一条 金 日本 金 日本 金 日本 金 日本 金 日本 日本	文 化 化 市 な 化 中 中 は 場 を 場 車 は 労 働 本 省 国立ハンセン病療養所 国 世 労働 本 針 関 国立ハンセン病療養所 国 正 立 重 生 援 護 機 関 超 立 更 生 援 護 機 関 超 道 府 県 労 働 局	本 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	文 化 化 市 内 次 の の で の の の の の の の の の の の の の の の の	文 化 化 市 公 市 本 是 国立ハンセン病療養所 国立ハンセン病療養所 国立 主 接 護 機 国	文 化 化 市 中 次 化 日 中 次 化 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	文 大 化 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	文 大 化 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	文 大 七 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中

	特別会計へ擴入、農村振興費(農村振興対策整備費補助金に限る。)、農村整備事業實、農	山漁村活性化対策費(農山漁村活性化対策整備交付金に限る。)、農山渝村地域整備事業	費、バイオマス利用等対策費(パイオマス利用対策整備交付金に限る。)、農山渝村 6 次産	業化対策費(農山漁村 6 次産業化対策整備費補助金に限る。)、海岸事業調査話費、農業生	産基盤整備・保全事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費	農林水産本省検査指導所施設費	農林水産技術会議施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独	立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備	費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、農業施設	災害復旧事業等工事賭費	林野庁施設費、治山事業費、治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費	(森林整備專業調查費、森林環境保全整備專業費補助、森林居住環境整備專業費補助、水	源林造成等事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整	備交付金に限る。)、森林整備專業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備・林業等振興	対策費(森林整備・林業等振興施設整備交付金に限る。)、独立行政法人森林総合研究所施		數災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害国連事業費、山林施設災害	國連事業費固有林野專業特別会計へ繰入	水產庁施設費、船舶建造費、独立行政法人水產大学校施設整備費、海岸事業費、水產基盤	整備費、水産業強化対策費(水産業強化対策施設整備交付金に限る。)、独立行政法人水産	総合研究センター施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、海岸事業	調查諾費、水産基盤整備專業工事賭費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業	*
蕉						水産本省検査指導機	牵技術会議			政局		II.								£				
						産本省検	大车			方。秦			:							徴]			
₩.						養林水	**************************************	<u> </u>		吾		*		<u></u>						¥	;			
Şi ni																								
汇																								

地域再生整備專業費、鉄道網整備專業費、都市・地域交通整備專業費、道路整備專業費社 殾鍪備費、社会資本総合整備專業費、雕島振興費(雕島振興特別事業費補助金、奄美群島 開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、独立 行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通 <u>整備新幹線整備專業費、空港整備專業費社会資本整備專業特別会計へ繰入、北海道空港整</u> 備專業責社会資本整備專業特別会計へ繰入、雕島空港整備專業費社会資本整備專業特別会 会資本整備事業特別会計へ練入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰 入、農島道路整備專業費社会資本整備專業特別会計へ繰入、独立行政法人海技教育機構施 産業振興等補助金及び小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、難島振興事業費、北海道 費(港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。)、港湾事業費、港湾整備事業費等社会資本 整備專業特別会計へ繰入、北海道港湾整備專業費社会資本整備事業特別会計へ編入、離島 整備專業特別会計へ線入、離島治水專業費社会資本整備專業特別会計へ線入、海岸專業 殾<u>驇</u>儅毐業費、海岸環境整備事業費、水資源開発事業費、図営公園等事業費、都市水環境 下水道防災事業費、河川管理施設整備費、急傾斜地崩環対策等事業費、災害対策等緊急事 業推進費、治水專業費等社会資本整備專業特別会計へ繰入、北海道治水專業費等社会資本 費、独立行政法人航空大学校施設整備費、鉃道安全対策專業費、総合的物流体系整備推進 計へ繰入、都市・地域づくり推進費(集落活性化推進事業費補助会に限る。)、都市再生・ 国土交通本省施設費、住宅対策諸費(住宅建設事業調査費に限る。)、鉄道駅移動円滑化施 経済産業本省施設費、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、地域経済活性化対策 費(地域企業立地促進等共用施設整備費補助金に限る。)、工業用水道事業費、工業用水道 襂**襐盭幨辜猉費社会資本整備專**葉特別会計へ繰入、整備新幹線建設推進高度化等事業費、 整備事業費、下水道專業費、市街地防災事業費、住宅防災專業費、都市公園防災事業費、 経営革新・創業促進費(中小商業活力向上施設整備費補助金に限る。) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費 事業調査結費 上 細 比 袖 領エネアギー 福 ₩ ¥ 綝 煙 業 **&** X Щ < H 煐 찙 溟 # H 껯 徻 律 抽 燘 牃 X 子質核型 H烣 压 깢 囲

1	安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人	港灣空港技術研究所施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、	水資源開発專業調查諾費、急傾斜地崩壞対策等事業調查賭費、海岸專業調查諸費、都市開	発專業調查語費、住宅建設事業調査話費、国営公園等事業調査話費、下水道事業調査話	費、北海道農業生産基盤整備・保全事業調查諸費、河川等災害復旧事業費、河川等災害関	連事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ績入、北海道治	山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、雕島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給	特別会計へ繰入、離島治山事業費固有林野事業特別会計へ繰入	国土技術政策総合研究所施設費	国土地理院施設費	国営公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費	北海道開発局施設費、北海道治水海岸專業工事結費、北海道道路整備專業工事結費、北海	道港灣空港整備專業工事結費、北海道都市環境整備專業工專話費、北海道国営公園專業工	專請費、北海道農業生産基盤整備・保全事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費	気象官署施設費	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備專業費、航路標識整備事業工專諾費	廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)、	環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費(水俣病総合対策施設整備	費補助金に限る。)、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、廃	棄物処理施設整備專業關查賭費、自然公園等專業工事籍費	地方環境事務所施設費
									影	跳	哩	歱			比	上	細			•	压
첉									術政策総合研究所	闡	雍	狱				锹	₩				境事務
									(新統	厾		証			₩	踩					類
									灰烙印	+1	七					4	響				方類
W									国土技	F					板	建	E				幸
柳			. ,										. —				*	ı			
																	4	Ŗ			
権																					

(一時借入金等の最高額)

第8条 「財政法」第7条第3項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

- 第9条 「財政法]第15条第2項の規定により平成22年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、
 - 1,000,000,000 千円とする。ただし、一般会計及び各特別会計が平成22 年度において「財政法」第15条第2項の規定により債務を負担する行為の合計額が
 - 1,000,000,000 千円を上回ることとなるときは、当該限度額の範囲内においても、債務を負担する行為を行わないものとする。

(損失補償契約等の限度額)

第 10 条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成 22 年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

	4	
₩	•	
事件を注意する。 はいいい はいかい はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょう	補償契約金額の合計額 1,696,000,000千円	ET
原子力政事階優権侵攻を下置りのは平当の米ンがようともできます。	告与すべき様学者会の総額 26,400	001
「矯正医官修学責金貿与法」第4条の規定による立場が改成	はよった中国を3、1年に中国を通ずと近子権法会の裁判 63,010	010
「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	中央 2.4 平成 大平 2.5 四十 2.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5
に事業には他の関係という。日本によりの日本には、このの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本		3
一家来の次列中の自然とはからから、	皿は22 年度以降27 信年度間を通ずる利子補給金の総額 3,597,744	744
「農業経営基盤強化促進法」の規定による金額の附及	1970 87 日本の マクライン・フィッチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	۶
「海豊が中か巻会動議法」権3条第3項の規定による金額の限度		3
「電米式」では、おのは、なって、これの前の原理	平成22年度以降7億年度間を通ずる利子補給金の総額 168,000	8
地域再年在1時 20 条第 2 頃の境にための田敷が成成		

- 2 「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3の規定により平成22 年度において国際復興開発銀行に散けられる地球 環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、 56,119,896 千円とする。
- は、外国貨幣換算率により換算した金額が1,252,378,043 千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アジア開発銀行を設立する協定」第4条第1項に規定 3 「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第4項の規定により平成 22 年度においてアジア開発銀行に出資することができる金額の限度 する合衆国ドルに換算した金額とする。
- 度は、外間貨幣機算率により換算した金額が 5,662,053 千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アフリカ開発基金を設立する協定」第1条1に規定する 4 「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により平成22 年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限 計算単位に換算した金額とする。
- 「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により平成22年度において米州開発銀行に散けられる多数国閣の基金に充てるため **拠出することができる金額の限度は、1,257,721 千円とする。**

	中権に掲げる法律の規定により
(債務保証契約の限度額)	第11 名 かの男の左右に掲げる法人が平成 22 年度において負担する債務につき、中福に掲げる法律の規定により1

金額の限度		(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあって	は額面総額 170,000,000 千円及び(3)に飛げる社債のうち、指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあっては	発行限度額 500,000,000 ナバ、その他のものにあっては額面総額1,100,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額	及び20に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が 560,000,000 千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき事数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
超 拠 規 定		「株式会社日本政策金融公庫法」	以 回	发	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」序2条第2項	「株式会社日本政策金融公庫法」
傑	株式会社日本政策金融公庫	イ 次に掲げる社債(ロに掲げるもの名所く。)に係る債務(1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第2. 名割・四割・四人に係る業務に関	31 条第2 項第1 号ハに係る業務に関 31 条第2 項第1 号ハに係る業務に関	するもの (3) 「株式会社日本政策金融公庫法」第 31 条第2項第1号二に係る業務に関	するもの 国際協力銀行業務社債のうち次に掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの	(2) 本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの

			4	
(黄	最	规	된	<u> </u>
2 独立行政法人国際協力機構				日本 一日 日子 200 200 ・ 一年 200 年 200 日 1 日 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2
国際協力機構債券に係る債務	「独立行政法、	「独立行政法人国際協力機構法」第34条第	534条第1	数目務数 95,000,000 トロダウィッチョダドコ
	壓			当する金額
3 預金保険機構				
次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係				
る債務				
(1) 「預会保険法」に係る業務((2)に掲げる	る 「預金保険法」第42条の2	廃 42 条の 2		(1)に掲げる預金保険機構賃及い恒へ並に
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				あっては額面総額及び元本金額の合計額
の一を確立で維持に関するもの	「預金保険法」	「預金保険法」第126条第2項		19,000,000,000 千円、(2)に掲げる預金保険
		「金融機能の再生のための緊急措置に関する	置に関する	機構債及び借入金にあっては額面総額及び
可配在工業30人の売品です。 で白サアのマゼの現象技能に関				元本金額の合計額 17,000,000,000 千円、(3)
うべんこうこうとようはずこう。		「金融機能の早期健全化のための緊急措置に	緊急措置に	に掲げる預金保険機構債及び借入金に
	間する法律	間する法律 1附則第5条第2項		あっては額面総額及び元本金額の合計額
の、人の事権を紹介権務に関するたの	「金融機能の	「会融機能の強化のための特別措置に関する	置に関する	3,000,000,000 千円並びに(4)に掲げる預金保
	光華 栖 45 %	-10		険機構債及び借入金にあっては額面総額及び
	<u> </u>			元本金額の合計額 12,000,000,000 千円並び
				にそれぞれの利息に相当する金額
4 銀行等保有株式取得機構		「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法	許に関する法	額回総額及び元本金額の合計額
東古中ボ月年込むは食品はガスの高く。				20,000,000,000 千円並びにその利息に相当 + z 2 会権
				Nation of
5 全国健康保険協会 #1 4 1 4 1 4 2 4 2 4 2 4	「健康保険法」			- 元本金額 490,000,000 千円及びその利息に相
個人並んなる人は		ļ		当さる会権

万算総則 11

務	根 抱 規 定	日 後 ら 支 双
6 株式会社企業再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社企業再生支援機構法」第 44 条	額面総額及び元本金額の合計額 3,000,000,000 千円並びにその利息に相当す る金額
7 独立行政法人農業者年金基金借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第 17 条第 3 項	7 元本金額 95,992,185 千円及びその利息に相当する金額
8 独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る 信務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第 18 条	を 元本金額 1,810,000 千円及びその利患に相当 する金額
9 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 投機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び 借入会に係る價務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第 20 条	養面総額及び元本金額の合計額 62,500,000 千円並びにその利息に相当する金額
10 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス・金属鉱物資源機券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」	原 額 面 総 額 及 び 元 本 金 額 の 合 計 額 1,026,600,000 千円並びにその利息に相当す 3金額
11 独立行政法人環境再生保全機構借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第 9条	第 元本金額 4,000,000 千円及びその利息に相当する金額
12 独立行政法人都市再生機構 次に掲げる都市再生債券及び借入金に係る 債務		

相当する金額(ロに係る債務からイに係る債 額面総額 18,000,000 千円及びその利息に相 元本金額 36,000,000 千円及びその利息に相 額面総額 1,200,000,000 千円及びその利息に 元本金額 460,000,000 千円及びその利息に相 110,000,000 千円並びに(2)に掲げる都市再生 金額の合計額 280,000,000 千円並びにそれぞ 麊 2,514,000,000 千円並びにその利息に相当す 債券及び借入金にあっては額面総額及び元本 (1)に掲げる都市再生債券及び借入金にあって は額面総額及び元本金額の合計額 額面総額及び元本金額の合計 れの利息に相当する金額 当する金額 当する金額 当する金額 る金額 「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第1 「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 ·独立行政法人都市再生機構法」附則第12条 「関西国際空港株式会社法」第9条第1項 「日本環境安全事業株式会社法」第12条 「独立行政法人都市再生機構法」第35条 「保険業法」第 265 条の 42 の 2 裀 严 社債及び日本政策投資銀行債(ロに掲 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び 14 「保険業法」第 265 条の 9 第 2 項の規定に より設立の認可を受けた法人のうち同法第 262 条第 2 項第 1 号に掲げる免許を受けた 13 独立行政法人日本高速道路保有,債務返 宅地造成等経過業務に関するもの 粱 げるものを除く。)に係る債務 保険会社をその会員とする法人 都市再生業務に関するもの 17 株式会社日本政策投資銀行 16 日本環境安全事業株式会社 15 関西国際空港株式会社 借入金に係る債務 借入金に係る債務 借入金に係る債務 社債に係る債務 予算裁別 **新松** 7 Ξ 3 2

予算総則 18

	務に振り替えたときは、当該張り替えた金額 を加算した金額を積面総額とみなす。) (1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を 外国貨幣機算率により換算した金額の総額 及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示 の額面総額の合計額が 150,000,000 千円に 相当するこれちの債券に係る金額並びにその 利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払う べき加算金その他引受契約に基づき支払うべ き手数料等の経費に相当する金額に相当する金額 基金等に払い込むべき金額に相当する金額 し、当該減額した金額をイに係る債務に援り し、当該減額した金額をイに係る債務に援り 替えることができる。)	額面総額及び元本金額の合計額800,000,000千円並びにその利息に相当する金額	額面総額及び元本金額の合計額 74,337,000 千円並びにその利息に相当する金額
迅		活動の革新に関すの2	する特別措置法 」第
根拠規	展	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第30条の31の2	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条及び附削第16条第2項
從	社債及び日本政策投資銀行債のうち次 に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる債券の うち外国において発行するもの		進に関する特別措置 定により指定された k及び借入金に係る債
#	ロ 社債及び日本政策投資 に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払わ (2) 本邦通貨をもって支 うち外国において発行	18 株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務	19 「民間都市開発の推 法」第3条第1項の規 民間都市開発推進機構 民間都市開発推進機構

★ ★ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	5	額面総額 46,800,000 千円及びその利息に相当する金額	(1)に掲げる社会保険影療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額40,000,000 千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額40,000,000 千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額180,000,000 千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額420,000,000 千円並びに(6)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び活本金額の合計額420,000,000 千円並びに(6)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額420,000,000 千円並びに(6)に掲げる社会保険部金額を表記を負券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額420,000,000 千円並びに(6)に掲げる社会保険
	根 拠 規 疋	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」 第8条第1項	「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 [1])に 18 年法律第 83 号)において、なおその効力 及びを有することとされた「老人保健法」第 73 条 [国民健康保険法] [169 条 [
14 予算裁別	(A)	20 「中部国際空港の設置及び管理に関する 法律」第4条第1項の規定により指定され た法人 社債に係る債務	21 社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券 及び借入金に係る債務 (1) 老人保健関係業務に関するもの (3) 介護保険関係業務に関するもの (4) 高齢者医療制度関係業務((5)に掲げる ものを除く。)に関するもの (5) 高齢者医療制度関係業務のうち後期高 齢者交付金を交付するものに関するもの (6) 病床転換助成交付金を交付する業務に 関するもの

2

おいて、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証 する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額のそれぞれ 100 分の 50 に相当する金額の範囲内におい 政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第1号、第2号、第10号から第13号までの各号、第15号から第17号までの各 号、第 19 号、第 20 号若しくは第 22 号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合に 当該額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額を増額することができる。

る金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額が増額され 発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金 第1項第1号から第4号までの各号、第6号、第9号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号から第22号までの各号に規定する債券又は社債の 額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当す た場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替え等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び 「丁号国摩債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の 変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しない ことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第 13 条 次の妻の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組

様にその必要とする予算の移替えをすることができる。

西黎里西地方埃坎耳山下不足的中国东部,	地域再生推進費、災害対策総合推進關整實、平龍水旱衛也列在Library 1918年12.00mm,大村建北部活性化特別振興專業費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄特別振興対策 沖縄北部活性化特別振興專業費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄特別指興対策 	到股寅、冲绳行则被表达以来未来。 计连续分类 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	特別複製対策特定開充事業指揮賞、中間産業工産の開工場、ホーナイニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ	公務員信用語教員(通貨、教育の人の支票) 大型の一個には、「一個人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	科学技術提展課題實、放射能調金的完美、用信用學院的手來大、以2.7月25年20日,科学技術提展課題實施工作,在1990年1990年1990年1990年1990年1990年1990年1990	大學就理的傳統第、次傳送文學教學學集合原文,而以至自西方法公文,可以近代,	北海道開発事業費、北海道特定特別認合開拓學業推進賞、北海道付近地象元35年末3年5	費、北海道農業生産基盤整備・保全事業期査務費	環境研究総合推進費、地球環境保全等試験研究費	防衛施設安定運用関連精費
鉴	整		1	H E	细	細			細	细
	*			H	科学本金	交置本衡			*	#
	E			粱					衛	羝
粟	łC.			五	文幣	田十			獸	窑
ija	医	<u> </u>		海	果	集			₩	細
	噩			辉	林林	及以	•		極	箞
压	₽C			盍	女田	H H		_	器	笼

(予算の移用)

相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又 第14条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

第2表 各項の間の移用

移用することができる項	総合事務局 沖縄治水事業工事結費、沖縄道路整備事業工事結費、沖縄港湾空港整備事業工事相関、沖 総合事務局 沖縄治水事業工事結費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事的	福道路環境整備事業工事結費、沖縄国営公園事業工争語買及の沖縄療業工産部第五頭・水	全事業工事階費の各項の間
攤	合事務局		
益	殺罪是		
柳	安		
	靐		
临	-		

か 田 始	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害闘選事業買農業施設災害関選事業買	海岸事業工事結費と農業生産基盤整備・保全事業工事結買	山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費國有林野事業特別設計入課人、山外過山林施設災害復旧事業費國有林野事業特別設計入課人	<u> 設災害闘連事業費及び山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ森人の各項の間</u>	イ 水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費	ロー漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費	イ 海岸環境整備事業費、海岸事業費及び治水事業費等社会資本整備事業特別芸訂へ無へ	の各項の間	口、海岸環境整備專業費、海岸事業費及び港湾整備事業費等社会資本整備事業特別式目で	繰入の各項の間	ハ 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費	北海道治水海岸事業工事結費、北海道道路整備專業工事結費、北海道港灣空港整備事業工	事話費、北海道都市環境整備專業工事話費、北海道国営公園專業工事話費、北海道農業生	産基盤整備・保全事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間	航路模觀整備專業費と航路模觀整備專業工專諾費	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費	施設整備費と防衛施設安定運用関連結費
	細	哩	上		上		₩.					咖			壮	₩	₩
첉	₩	段					*					Ši.			採	+	₩
	椡	=	廬		椥]	州					鹽			硃	:	
	×	七					T X					州			1	I W	箍
₩	林		¥		¥	<u>.</u>	H H					÷ +			乗	群	竖
	-	_					細							••••		神	4
柳	産金						順										
	长						K									聻	*
	林						++										
· 新教	-						H									開	提
82 版	2						۳	•								4	٠ ٣

第3表 各組織の間又は各項の間の移用

1 予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び追職手当の各経費の金額に過不足 を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組権又は各項の間

2 予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

(経済危機対応・地域活性化予備費の使用)

第 15 条 「甲号歳入歳出予算」に計上した経済危機対応・地域活性化予備費は、次に掲げる経費及び第 7 条に掲げる経費であって、地域経済の活性化、雇用機 会の創出又は国民生活の安定に資するもの以外には使用しないものとする。 2

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	地域活性化政策費、防災政策費、沖縄政策費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業	費、沖縄北部活性化特別振興專業費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄	農業振興費		地方行政制度整備費、地域振興費、情報通信技術研究開発推進費、情報通信技術局展利活	用推進費、ユビキタスネットワーク整備費	消防防災体制等整備費	日本司法支援センター運営費	政策金融費	生涯学習振興費、初等中等教育等張興賢、高等教育依典員、自父李米氏、四十二人為一人	費、科学技術・学術政策推進費、研究振興費、研究開発推進費、人ポーン拡映員	文化振興費、国際文化交流推進費	医療提供体制確保対策費、医療従事者等確保対策費、医療従事者資質向上対策費、医療情	1.XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			BRANTALLY, 131mmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmm	人,云水元人,…————————————————————————————————————	※ 元二、…、	天、nart 日 5/14/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	ALCX、11-12、	一章、母子家庭等対策費、生活保護費、地域福祉推進費、災害救助等賠費、社会福祉請費、	降害保健福祉費、高齢者日常生活支援等推选費、介護保険制度運営推進費	梭疫所共通費、梭疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費
鎌	を			让	細		上	細	細	細		世	*											准
-	 	-			#			₩	#	平			事											擹
		ì		脒	凝	Į.	똰	搬	級	갩		'n	1											775
\$ 3	2						浜	挺	蓝	松		₩	1	H Br										繁
-	- K		<u>-</u>		徐			細		% ■			+	ļu .					 		_,			
*		É			14	•		"	"	*														
	5	<u> </u>			採	Ŗ.		涤	捻	森	:		ž	\$ R										
										挺	ł			₩										
H	E H	Σ			8	ş		瓶	盆	Þ	〈		1	吐										

環境対策費、地球温暖化防止等対策費、公共交通等安全対策費、道路交通安全対策費、総 合的物流体系整備推進費、景観形成推進費、都市・地域づくり推進費、鉄道網整備推進 費、地域公共交通維持・活性化推進費、道路交通円滑化推進費、不動産市場整備等推進 住宅対策諸費、住宅市場整備推進費、総合的パリアフリー推進費、道路環境等対策費、水 中小企業事業環境整備費、経営革新・創業促進費、経営安定・取引適正化費、まちづくり 産業人材育成費、技術革新促進・環境整備費、情報セキュリティ対策推進費、消費者行政 推進費、ものづくり産業振興費、サービス産業強化費、コンテンツ産業強化費、化学物質 森林整備,保全費、独立行政法人農林漁業信用基金出資、森林整備,保全費固有林野事業 特別会計へ擴入、森林整備事業費、林業・木材産業等扱興対策費、森林整備・林業等接興 経営支援対策費、農地等整備・保全推進費、農村振興費、株式会社日本政策金融公庫助成 環境保全型農業生産対策費、担い手育成・確保対策費、農業・食品産業強化対策費、農業 費、農山渝村活性化対策費、パイオマス利用等対策費、農林水産物・食品輸出促進対策 費、農林水産業研究開発費、戸別所得補償制度実証等実施費、農山漁村 6 次産業化対策 都道府県労働局共通費、労働条件確保・改善対策費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業 食の安全・消費者の信頼確保対策費、食育推進事業費、国産農畜産物競争力強化対策費、 管理推進費、まちづくり推進費、地域経済活性化対策費、温暖化対策費 等実施費、高齢者等雇用安定・促進費、男女均等雇用対策費 水產物安定供給対策費、水産業振興費、水産業強化対策費 農林水産本省検査指導所 農林水産業研究開発費 費、風水害等対策費 産業保安費 推進費 な策略 原子力安全・保安院 上 御 比 袖 農林水産本省検査指導機 関 上 羅 細 呕 農林水産技術会 Ħ ¥ 雹 Ħ 熈 釈 絥 椡 æ 産 害 X 椡 ¥ ÷ 座 4 烣 林 聻 皿 团 # 쏫 姓 ە 細 **₩ ₩** 觏 熳 ** 圧 X 圏 쏬 **化算规则** + 烣 ¥ 胚 M 棥 #

젊

一	□ 建約市場整備推進費、国土調查費、海專產業市場整備等推進費、因土形成推進費、地	八、一人。 理空間情報整備,活用推進費、離島振興費、奄美群島園芸振興費、北海道総合開発推進費	観光振興費	地球温暖化対策推進費、廃棄物・リサイクル対策推進費、生物多様性保全等推進買、採現	保健対策推進費、環境・経済・社会の統合的向上費、環境政策基盤整備費、環境研究総合	推進費	地方環境対策費
類	+		* 小	旗 本 省 1	*		環境事務所
24			#	礟			祖
胁				泰	ł		
墙				曹			

(俸給予算等の制限)

第 16 条 俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であって

も、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

(消費税の収入が充てられる経費の範囲)

第17条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

)	(1997 1997	米羅院(最低年位国家公務員大済和ロ貝は中になる6/	参議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	国立国会図書館(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	最高裁判所(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	会計検査院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	內閣官房共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	人事院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	内閣本府共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	宮内庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	公正取引委員会(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	会融庁共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
3	E	源	羅羅	小図書館	五	被一个	和	京	**************************************	长	取引委員会	世
2	Ę	胀	44	五江	1	4	1		. ₹.		끰	4
#	10 Tu	414			旌	1	1		極	•		
					菜	4			2	Ĕ		
¥	Æ	H	Į		#	⋣	-	:	R	2		

小算技具

項	総務本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	法務本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	外務本省共通費(基確年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	財務本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、国家公務員共済組合連合	会等助成費(基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金日本郵	政共済組合負担金に限る。)	国稅庁共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	文部科学本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、私立学校振興費(基礎	年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。)	厚生労働本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、医療保険給付賭費(臨	時老人薬剤費特別給付金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保	<u>険組合老人保健医療費拠出金補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、</u>	後期高齡者医療給付賣等負担金、国民健康保險老人保健医療費拠出金負担金、国民健康保	険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険老人保	健医療費拠出金財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に	限る。)、基礎年金拠出金等年金特別会計へ擴入(基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。)、	介護保険制度運営推進費(全国健康保険協会介護剤付金補助金、国民健康保険組合介護納	付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整	交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金に限る。)	農林水產本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	林野庁共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	経済産業本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	国土交通本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	環境本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)	防衛本省共通費(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
썙	細	細	鲁	金			上	₩		₩.										₩	比	細	細	徧	細
	*	₩	₩	₩				*		*										桶		業本	*	#	#
							鈱	本		光書				٠						大	歐	機	交通		海
 	案	崧	崧	掘				恕		#										*		炼	+	承	梅
雑	鏦	郱	*	至			H	×		歐										*	*	猫	H	群	轻
題	細	和	海	₩				₩		細										細		*	細	#	細
								*		事										攤		継	⁄⁄⁄/		
	総	総	搬	案				汝		来										¥		楓	×	载	梅
<u></u>								躬		#										茶		煁	++		
压	322	妝	太	蓝				×		世									•	#		雄	囲	麒	帮